

[書 評]

古典的共和主義としての ドイツ初期自由主義・初期立憲主義

——Paul Nolte, “Bürgerideal, Gemeinde und Republik.
“Klassischer Republikanismus” im frühen deutschen
Liberalismus” を読む——

[*Historische Zeitschrift*, Bd.254, 1992, S. 609-54]

阪 本 尚 文*

（日本学術振興会特別研究員 DC 京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程）

1. 「徳」のパラダイムという視角

周知のように、J. G. A. ポーコックは、『マキャヴェリアン・モーメント』¹⁾において、「古典的共和主義」が、ルネサンス期のイタリアで復活し、内乱期の英国へ渡り、18世紀末にはかたちを変えつつもアメリカまで到達したことを説得力ある筆致で跡付け、「法中心」のパラダイムに依拠した従来の政治思想史にたいして「徳」のパラダイムを提起した。1975年に公刊されて以降、この記念碑的著作は一貫して研究・論争の中心に位置し、共和主義研究は、ポーコック解釈の深化・発展と相対化というふたつの傾向をもつものとして展開してきたのである²⁾。しかし、その比重は依然として圧倒的にアングロ・サクソン圏に置かれており、ドイツ語圏を対象とする研究³⁾は、田中秀夫が「伏流としての共和主義は未だ薄明のなかにある」⁴⁾と形容したように、乏しいものとなっていると言わざるをえ

ない。

評者の仮説では、その理由のひとつとして、法学優位の伝統に加え、「プロイセン＝ドイツ」において、なぜ前近代的な権威主義的国家体制が長期にわたり存続したのかという「特有の途」論の問題構制が、戦後ドイツの歴史・思想研究に埋め込まれていたことが挙げられる。すなわち、「特有の途」の起点を探るという関心から、啓蒙期自然法論から初期立憲主義・初期自由主義⁵⁾にかけての研究が、いかにして君主の恣意から個人の消極的自由は保護されたか（されなかったか）ということを第一に問うてきたことが、東欧圏に比してさえ⁶⁾、ドイツを対象とする共和主義研究が乏しいことの背景にあるように思われる。

さて、パウル・ノルテ（1963-）による本論文は、ポーコックの見解を受け、立憲政治が開始された19世紀前半の南西ドイツ——プロイセンを中心とする歴史叙述のなかで等閑視されてきた——という固有の文脈において、アリストテレスの政治観・人間観に代表される古典的な共和主義が広く人々の思考様

* sakamoto.naofumi.37u@st.kyoto-u.ac.jp

式を規定していたことを、豊富な一次史料を駆使して実証したものである。上述のようにドイツ史学において「法中心」のパラダイムが優位であったことに鑑みれば、本研究の重要性は極めて高く、実際、多くの論者によって参照され続けている⁷⁾。しかし、わが国でなされた各国の共和主義に関する研究動向の整理に際しては、これまで言及されたことがなく⁸⁾、また19世紀ドイツ史を扱った日本語による比較的近年のモノグラフィーでさえ、ノルテ以前の分析枠組みに留まっているロタール・ガルの主張を、ときに批判しつつも踏襲している⁹⁾。それゆえ以下では、今後のドイツを対象とする共和主義研究の基盤となりうるノルテの議論を紹介したうえで、多少なりとも筆者の展望を述べたい。

ノルテは、ライン同盟(1806-13)下の南西ドイツ諸邦の国制改革を、プロイセン改革とはじめて体系的に比較した修士論文¹⁰⁾によって華々しく登場し、ビーレフェルト大学でハンス・ヴェーラーの助手となり、国際ブレーメン大学〔現ヤーコプス大学ブレーメン〕を経て現在ベルリン自由大学教授を務める、今日のドイツを代表する近・現代史家である。本論文を発表した直後にバーデン史に関する浩瀚な実証研究¹¹⁾で博士号を取得したのちは、主要な研究対象を20世紀社会史に移し¹²⁾、残念ながら本論文のテーマを正面から扱った著作を発表しているわけではない¹³⁾。

2. 古典的共和主義の光芒

第1節は、1843年8月にバーデン大公国各地で開催された、同邦の憲法制定25周年記念祭において、憲法の擁護を訴えるためになされた演説の描写から始まる。そこでは、商人、職人、教師、宿屋の主人といった人々が、古典古代を引き合いに出しながら、善き公共体(Gemeinwesen)の維持に必須の「市民の徳(Bürgertugend)」と、政治の崩壊及び自由の喪失を招く「腐敗(Korruption)」とを対置させていた。一般の市民たちが、経済的な利益

追求を含む個人の利己的な利害関心に公益(Interesse des Gemeinwohls)を優先させる独特の言語(Sprache)を広く共有していたのだった。

10万人以上が集ったこの祭典に結実するドイツ初期自由主義が産業化以前の環境に根ざしていた点はすでにガルによって指摘されていたが、ノルテはそれを評価しつつも、ガルが当時の自由主義の社会像を社会・経済的な次元で「中間身分層の階級なき市民社会」として把握したがゆえに、「市民」が政治的(politisch)あるいは道徳的(moralisch)視座から観念されていた点を見逃したと批判する。ノルテによれば、一般の人々の経験世界の次元で、「市民」は、文字通りポリスに関わるという意味で政治的な「市民」なのであり、こうした古典的共和主義——規範的に政治を理解するコンテクストにおいて、有徳な市民とその無私の公共心(Gemeinsinn)とによって構成される「善き」公共体のために闘う伝統的な政治運動——が、初期自由主義にはまさしく刻印されていたのである。

第2節においては、当時の国法学者の著作に目を転じ、まず初期自由主義の国制論がいかに古典的な政治概念を堅持していたかが論じられる。当時のドイツでは、アリストテレスやタキトゥスら古代の政論家の著作が広く読まれており、それらは、新人文主義が流行しギリシア独立戦争(1821-9)によってギリシア愛好熱が高まった政治・社会的な雰囲気のもとで、教養の聖典であるとともに実践的な経験知の宝庫であった¹⁴⁾。このような精神的な地平において、初期自由主義もまた古代の国制論を引き継ぎ、混合政体論を——名譽革命以後の英国における狭義のそれとは一線を画するかたちで——大陸ヨーロッパに特有の国制の伝統へと適合させつつ維持していた。すなわち、立憲君主政は、望ましくない絶対君主政と、理論としては理想的な、しかし実践的には不可能な「純粹民主政」とのあいだに位置づけられており、君主政の要素

である王権や貴族政的要素である議会の第一院（上院）にたいして、第二院に選出される国民代表は「民主政的要素」をなしていた。その典型が、「共和国（Republik）」を君主政・貴族政・民主政からなる要素の混合物としての「自由な国制（freiheitliche Verfassung）」すなわち「自由国家（Freistaat）」と捉えたカール・ロテックの国制論に見いだされる。

フライブルク大学で歴史学、のちに国法学・国家学を講じるとともに、バーデン議会で議員としても活躍したこのドイツ初期自由主義の雄は、一面において専制的国制と共和主義的国制とを対比させた『永遠平和のために』におけるカントの分類に従いつつも、それ以上に、政治参加によって得られる市民の集団的な自由や混合政体といった古代的な構想を志向しており、それゆえ、ロテック、そして初期自由主義全般にあって、「市民社会（bürgerliche Gesellschaft）」は、ヘーゲルが「欲求の体系」と規定したような、国家に対立する私的な生産領域などではなかった。「市民であること（Bürgerlichkeit）」は、国家やレス・プブリカに関わる資格としてのみ考えられ続けていたからである。ノルテによれば、ドイツ初期自由主義は、フランスにおいて古典的自由よりも近代の自由を優越させたバンジャマン・コンスタンのような論者をもたなかった。

第3節では、前節に続いて、当時の「市民」が、社会・経済的には本来「市民」と言えない者までもを包摂する概念でありながら、啓蒙期の領邦国家の、諸権利を付与されることで「引き上げられた」臣民（der mit subjektiven Rechten „aufgewertete“ Untertan）を意味する「国家市民（Staatsbürger）」という概念とも一致せず、あくまでも共和主義的な「市民の徳」との関係において観念されていたこと、並びに「市民性・市民層（Bürgertum）」の概念もまた、1840年ごろまではもっぱら「公共心」や「公共精神（Gemeingeist）」とほぼ同じ意味で用いられていたことが指摘される。フ

ランクフルト国民議会（1848-9）で多くの議員たちが携えることになる初期自由主義の集大成『国家学事典』（1834-43）において、編者のひとりカール・ヴェルカーは、「市民の徳」を「市民が市民共同体へ日常的に自由に参加すること」として捉え、もうひとりの編者ロテックは、「公共精神」を個別の利害を度外視して公共体へ参加することとして理解していた。ここにおいて「市民」は、原理的には身分法上の資格・財産・教養とは無関係に、公共体への無私の能動的参加をする全員の手が届くものであった。

第4節では、相対的に大きな領邦国家では安定的かつ自由な国制は存在しえないという認識のもと、初期自由主義が、独自の「市民の結びつき（bürgerliche Vereinigung）」として、すなわち、政治的なもの（das Politische）にとって根本となる領野として、自治体（Gemeinde）を重視してきたことが強調される。ノルテによれば、家族と国家のふたつの性格を併せもつ自治体——市民が「膝を付き合わせて（face-to-face）」結びつく点で前者としての側面を、市民共同体の統治に関わる点で後者としての側面をもつ——は、公的なことがらへの参加をもたらず法と慣習とによって、公共心を涵養する公共体であるとみなされていた。著者は、初期近代の都市や農村における共同体主義に関するペーター・ブリックレの研究を踏まえつつ、自治団体（Kommunen）が初期自由主義における古典的共和主義の本質的なトポスであった点を強調する。それを可能にしたのが19世紀最初の20年間に南西ドイツ諸邦でなされた国制改革であった。つまり、この時期、諸邦では中央集権的傾向の急進化にもかかわらず並行して新たな自治行政が開始され、たとえばバーデン大公国では、1808年以降、市制令と自治体令とが中央の官僚制から大幅に独立した市民による新しい政治活動の場を拓いていた。また陪臣化（1803/06）と居留民（Schutzbürger）の地位の廃止（1832）とを通じて、法的に身

分の相違は解体され、貴族は社会的にみてわずかな役割しか果たさなくなっていた一方で、工業化の遅れから貧富の差はあまり目立たなかったがゆえに、相対的に社会の同質性が実現されていた。その結果、まさに 19 世紀前半の南西ドイツという固有の文脈で（ドイツの他の地域でも、このときよりも半世紀前ないし半世紀後の南西ドイツでも、すべての条件が揃うことはなかった）、アリストテレス的な「市民」概念が自治団体での政治的实践において活用された、とノルテは結論付ける。

第 5 節では、急速な工業化とそれに伴う階級形成及び政治対立の激化に直面して、1840 年代以降、上述してきたような古典的な政治モデルに危機が到来したことが論じられる。「市民」や「市民性・市民層」の概念が社会・経済的な範疇として新たに定義し直される結果、「市民」が古典的な意味合いを喪失して特定の社会階級の構成員を意味するようになるとともに、「市民性・市民層」も「公共心」や「市民の徳」に連なる倫理的・政治的な意味合いを失い「ブルジョワジー」の同義語として使用されるようになった。つまり「欲求の体系」としての市民社会というヘーゲルの構想が、19 世紀半ばにいたって国家と市民共同体の同一性という古典的表象にたいして最終的に勝利したのである。

これと並行して、ドイツにおける実践哲学としての政治学は、19 世紀中葉、二重の意味で有効性を失った。すなわち、実践的な政治はもはや規範的な基礎付けを失う一方、政治に関する学は、リアルポリティークとは独立した、近代経験科学をモデルとする、価値判断を排した統治という現象の分析として確立されていった。

かくして、「社会・経済的なもの（das Sozioökonomische）」が「政治的なもの」を凌駕し古典的共和主義が崩壊する一方で、こののち国王のいない国家としての共和国を目指す近代的な共和主義もまた、新たに形成された市民層に支持を広げることはできなかった。

市民共和主義（bürgerlicher Republikanismus）の欠如は、少なくとも 1918 年まで、いや根本的には 1945 年までドイツ史を特徴づけることになるという評価を、本論文の最後で著者は下している。

3. 起源をめぐる問い

19 世紀前半の南西ドイツにおける古典的共和主義的な言説を丹念に拾い上げることで、「ビーダーマイヤー」という言葉に象徴される非政治的な「市民」イメージを大きく覆したノルテの手腕は高く評価されるべきだが、本論文の成果を踏まえうえて今後問われるべき点を挙げるとすれば、それは初期自由主義における共和主義思想の淵源の問題であるように思われる。この点については、ノルテ自身が「初期自由主義は古典的共和主義の政治概念と国制論とをどこから取り入れたのであろうか。[…] 今日この問いにたいして答えるのは、[…] 容易ではない」と認めている。たしかに、本論文でも 17, 18 世紀の英国の共和主義思想の継受をめぐることは、モンテスキューらフランスの思想家たちと並んでハリントンが当時の自由主義者のあいだで広く読まれていたことや、ロテックがボリングブルックの熱心な読者であったことが言及されている。とはいえ、英国からドイツへのテキストの伝播についてより踏み込んだ実証がなされているわけではなく、そもそもドイツにおいてアリストテレス的な思想伝統がいかにして存続してきたのかにかんしては、初期近代の神聖ローマ帝国の公法理論に関する短い叙述を別にすれば、ほとんど説明がなされていない。

むろんこの問いに現時点で十分に答えることは評者には不可能であるが、ひとまず指摘できるのが、ポーコック以降の共和主義研究の成果を踏まえてカントの共和主義論を分析することの重要性である。かつてハンス・マイアーは、カント哲学によって後期中世以来のアリストテレス的な実践哲学に依拠するド

イツ旧来の政治学が瓦解する学問的根拠がもたらされた、というテーゼを提示した¹⁵⁾。すなわち、カントは、アリストテレス主義と連続性を保っていた旧来の政治学を「幸福主義」と一括して理性の批判にさらすとともに、積極的には「倫理的主観主義」を唱道することで「共通善」に拠る実践哲学と政治学とを不可能にした、「法中心」のパラダイムの代表者として位置づけられてきたのである。他方、本論文において、ノルテはケーニヒスベルクの哲学者にわずかに触れるだけであるが、そこでは古代の国制分類論を引き継いで専制的国制と共和主義的国制とを対置させるその統治形態論を取り上げ、彼が古典的共和主義としての初期自由主義の先駆者であることを示唆していた¹⁶⁾。ふたりの歴史家が扱う問題の位相が異なるので単純に矛盾するとは言えないけれども、容易に両立もしないであろうこのふたつのカント像をいかに架橋するかを念頭に置きながらそのテクストを読み解く作業が、ドイツにおける18世紀から19世紀への古典的な政治概念の継承をめぐる問いを考察することの端緒となるであろうという見通しを述べることで、本書評の結びにかえたい¹⁷⁾。

（付記）

本稿は日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

注

- 1) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, 2nd ed., Princeton/ NJ: Princeton University Press, 2003 (1st ed., 1975) [邦訳：田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』, 名古屋大学出版会, 2008年]。
- 2) 竹澤祐丈「ハリントンを中心とする近世共和主義思想に関する研究動向とその展望」『イギリス哲学研究』第35号, 2012年, 125-6頁を参照。

- 3) 研究動向の整理として, Fania Oz-Salzberger, "Scots, Germans, Republic and Commerce", in: Martin van Gelderen and Quentin Skinner (ed.), *Republicanism*, vol. 2, Cambridge: Cambridge University Press, 2002, pp. 211-26が参考になる。
- 4) 田中秀夫「序論 復活する共和主義」『社会思想史研究』第32号, 2008年, 13頁。なお、(ドイツ・ジャコバン派研究を除いて) 例外的にわが国でなされたドイツ語圏を対象とする共和主義研究として、以下の文献を挙げておく。渋谷聡「『近世的都市共和主義』の展開と終息」小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西』, 山川出版社, 2004年, 170-95頁; 原田哲史「ヘーゲルの国家・経済論における共和主義的側面について」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』, 名古屋大学出版会, 2006年, 418-53頁。
- 5) 栗城壽夫『ドイツ初期立憲主義の研究』(有斐閣, 1965年)以来, わが国では「ドイツ初期立憲主義」という呼称も広く用いられているが, "der frühe deutsche Liberalismus"と表記しているノルテにならい, 以下では単に「(ドイツ) 初期自由主義」と表記する。
- 6) 後藤浩子「共和主義研究からみた思想空間としての『東中欧』の重要性」『社会思想史研究』第31号, 2007年, 50-60頁; 小山哲「『貴族の共和国』像の変容」『東欧史研究』第30号, 2008年, 20-38頁。
- 7) たとえば, アメリカ及びドイツの史家たちの共同研究 Jürgen Heideking and James A. Henretta (ed.), *Republicanism and Liberalism in America and the German States*, Cambridge: Cambridge University Press, 2001所収の諸論文を参照。
- 8) 田中前掲論文を参照。わが国で共和主義がキー・ワードないしトピックとして登場するのは1980年代からであるが, 本格的な研究の開始は, 本邦唯一のポーコックに関するモノグラフィーである田中秀夫『共和主義と啓蒙』(ミネルヴァ書房, 1998年)の公刊以降

であると言ってよいだろう。それゆえ本論文の掲載時期が共和主義研究の興隆に比して早すぎたがゆえに、ノルテの成果はわが国ではほとんど顧みられないまま埋もれてしまったのではないかと考えられる。なお、管見の限り本論文への言及が見られる邦語の研究として、升信夫「ドイツ初期自由主義研究への視座」『桐蔭法学』第8巻1号、2001年、67-8頁；辻英史「19世紀後半ドイツ都市における「共和主義」理念と公的救済事業の展開」『立正史學』第101号、2007年、29頁。

- 9) 末川清『近代ドイツの形成』、晃洋書房、1996年、197-9頁；村上俊介『市民社会と協会運動』、御茶の水書房、2003年、86-9頁を参照。
- 10) Paul Nolte, *Staatsbildung als Gesellschaftsreform*, Frankfurt am Main: Campus, 1990. 本書の研究史上の位置づけについては、ゲルハルト・シュック／権左武志・遠藤泰弘訳「ライン同盟の改革と1800年前後の連続性問題」『北大法学論集』第55巻5号、2005年、171-90頁を参照。
- 11) Paul Nolte, *Gemeindebürgertum und Liberalismus in Baden 1800-1850*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1994.
- 12) Paul Nolte, *Die Ordnung der deutschen Gesellschaft*, München: C. H. Beck, 2000.
- 13) ただし、昨年に出版された500頁を超える大著 Paul Nolte, *Was ist Demokratie?*, München: C. H. Beck, 2012を評者は未見である。
- 14) 翻ってみれば、19世紀前半の南西ドイツにおいて「古典的」と捉えられたものが、史実

としての古典古代にどこまで合致していたのか、あるいは古代と一括りにされた結果、ギリシアとローマの差異が捨象されていたのではないかと、という疑問は当然生じうる。とはいえ、実証主義史学成立以前の歴史認識の精度を今日の立場から問うことは不毛であろうから、本書評ではこれらの問題には立ち入らない。

- 15) Hans Maier, "Die Lehre der Politik an den deutschen Universitäten vornehmlich vom 16. bis 18. Jahrhundert", in: Dieter Oberndörfer (Hg.), *Wissenschaftliche Politik*, Freiburg im Breisgau: Rombach, 1962, S. 59-116を参照。また、マイアーのテーゼを踏まえつつも、カントにおける「伶俐・賢慮 (Klugheit)」の位置を探ることで「実践哲学の否定、あるいは政治学の不可能化」という図式 (マンフレッド・リーデル／清水正徳・山本道雄訳『ヘーゲル法哲学』、福村出版、1976年、16-7頁も参照) に収まりきらないカント像を鮮やかに浮かび上がらせた先駆的業績として、西村稔「カントにおける「クルークハイト」について」『岡山大学法學會雑誌』第45巻1号、1995年、287-337頁。
- 16) カントがロテックに強い影響を及ぼした点については、栗城前掲書、241頁も参照。
- 17) カントの共和主義論を扱った先行研究として、Wolfgang Mager, "Republik", in: Otto Brunner et al. (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 5, Stuttgart: Klett-Cotta, 1984, S. 609ff.; Otto Dann, "Kant's Republicanism and its Echoes", in: Heideking and Henretta, *ibid.*, pp. 53-72.